

緊急事態を宣言

新型コロナウイルス、初発令

大阪、兵庫、東京、神奈川、埼玉、千葉、福岡 来月6日まで

終息へ国民に協力要請

安倍晋三首相は7日夕、新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法（新型コロナウイルス特措法）に基づく政府対策本部の会合を官邸で開き、緊急事態を宣言した。対象地域は東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県で、期間は5月6日まで。専門家で構成する諮問委員会は宣言内容を「妥当」と評価した。首相は対象となる地域や期間を国会に事前報告。特措法による緊急事態宣言は初めてで、私権制限を伴う措置が可能となる。

首相は都市部を中心に知事は医薬品、食品などが感染が拡大し、医療崩壊の収用や、医療施設開設が懸念されるため宣言が必要と判断した。7日夜の土地や建物の強要と判断した。7日夜に記者会見し、国民に外出自粛などについて協力を呼び掛ける。首相は衆院議院運営委員会「都道府県と緊密に連携しながら感染拡大防止の取り組みを徹底する」と強調。「可能な限り」の外出自粛などに全面的にご協力をいただきたく

緊急事態宣言で不要不急の外出自粛要請に法的根拠が生じ、対象地域の経済活動は可能な限り維持する。店の営業など国民の社会的にご協力をいただきたく



新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言に先立ち開催された諮問委員会。7日、東京・霞が関